

新潟市環境優良事業者等認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境分野におけるさまざまな課題解決に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の環境関連のゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む市内事業者等を「環境優良事業者等（愛称 ONEカンパニー）」に認定し、その活動を広く周知することで、環境に配慮した事業者等の成長と発展並びに本市の活性化を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 認定の対象となる者は、営利・非営利を問わず、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有する法人（NPO法人、一般社団法人、公益法人等を含む。以下「事業者等」という。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないこと。

(認定区分)

第3条 新潟市環境優良事業者等認定制度（以下「本制度」という。）の認定区分は、次の各号とする。

- (1) 3R推進部門
- (2) ゼロカーボン部門
- (3) 食品ロス削減部門

(認定基準)

第4条 認定は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 前条第1号に規定する3R推進部門の認定においては、別表1に定める「3R推進部門認定基準評価項目」において、その評価点の合計が20点以上となる取り組みを実施していること。
- (2) 前条第2号に規定するゼロカーボン部門においては、別表2に定める「ゼロカーボン部門認定基準評価項目」において、1項目以上の取り組みを実施していること。
- (3) 前条第3号に規定する食品ロス削減部門においては、別表3に定める「食品ロス削減部門認定基準評価項目」において、その評価点の合計が15点以上となる取り組みを実施していること。

(申請)

第5条 本制度の認定を受けようとする事業者等は、次の各号に掲げる書類を提出しなければな

らない。

(1) 新潟市環境優良事業者等認定申請書（別記様式第1号）

(2) その他、市長が必要と認める書類

2 既にいずれかの部門の認定を受けている事業者等が、追加で別部門の認定を受けようとする場合には、その都度該当部門について申請書を提出すること。

（認定）

第6条 認定は、次の各号の手続きを経て、基準に該当するものについて、市長が決定する。

(1) 申請書の審査

(2) 事業者等への電話及び電子メール等によるヒアリング

(3) 事業者等への現地確認及びヒアリング

2 認定の手続きは、前項第1号を必須とし、必要に応じ前項第2号または第3号を行う。

（認定の通知等）

第7条 市長は、第6条により認定した事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対し、「新潟市環境優良事業者等認定通知書」（別記様式第2号）によりその旨を通知し、認定証を交付するものとする。

2 市長は、第6条の審査の結果、基準に該当しない事業者等に対し、「新潟市環境優良事業者等認定外通知書」（別記様式第3号）にてその旨を通知するものとする。

（認定期間）

第8条 認定期間は、認定証の交付日から翌年度の5月31日までとする。

（認定事業者等の責務等）

第9条 認定事業者等は、申請書に記載した取り組みの実施及び推進に努め、年1回、認定期間の終了日までに部門別に必要な活動報告書（別記様式第4号）にて取り組み状況を報告すること。

2 認定事業者等は、店舗等事業所ごとに認定証又はステッカーを掲示すること。

（認定の継続）

第10条 市長は、前条第1項に規定する取り組み状況の報告において、認定事業者等が第4条に規定する基準を引続き満たしている場合、1年間認定の継続を認めることができる。

（登録事項の変更及び取下げ）

第11条 認定事業者等は、名称、所在地等に変更があったとき又は認定を取下げるときは、認定申請事項（変更・取下げ）届出書（別記様式第5号）を速やかに市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができ、「新潟市環境優良事業者等認定取消し通知書」（別記様式第6号）にてその旨を通知する

ことができる。

- (1) 第2条、第4条及び第10条に規定する要件を欠いたとき
- (2) 前条において認定の取下げの申出があったとき
- (3) 廃業が確認されたとき
- (4) その他、市長が必要と認めるとき

(広報活動)

第13条 市長は、第1条の目的のため、認定事業者等の広報を次の各号のとおり積極的に行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市環境部広報紙及びその他広報媒体への掲載
- (3) その他

(情報提供)

第14条 市長は、認定事業者等に対し、認定内容に関連する施策等に関する情報提供を行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 新潟市3R優良事業者認定制度実施要綱（平成25年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。